

ダム管理支援業務委託 特記仕様書

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるものとする。

1. 現場技術員等の資格要件及び体制

管理技術者、現場技術員は次表に示す資格等のいずれかを有する者であることとする。なお、現場技術員は2名体制とする。

| 職階 | 資格等 |
|-------------|---|
| 管理技術者 | ① 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修（ダム管理主任技術者研修）を修了した者。 ② 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者。 ③ 国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構で職員として、技術的行政経験（ダム）10年以上有する者。 |
| 現場技術員（2名体制） | ① 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修（ダム管理主任技術者研修）を修了した者。 ② 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者。 ③ 国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構で職員として、技術的行政経験（ダム）5年以上有する者。 |

2. 本業務の主な対象施設

| 施設名称 | 施設場所 | 施設概要 |
|------|---------------|---|
| 青野ダム | 三田市加茂上平山 1221 | 堤高 29.0m、堤頂長 286.0m、堤体積 56,500 m ³ |

当該ダムは多目的ダムであり、洪水調節方式は一定量放流方式（ゲートダム）である。なお、操作規則・操作細則等は、別添のとおりである（別紙-1）。

3. 業務の期間

本業務の期間は、12ヶ月（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）とする。ただし、委託期間の終了の日までに、発注者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和11年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

なお、契約更新の判断は、現場技術員に対する監督員の評価等とする。

4. 管理技術者の業務

1) 迅速な措置

管理技術者は、発注者又は発注者の定めた監督員の指示に対し、適切な措置を速やかに講じなければならない。

2) 履行状況把握

管理技術者は、現場技術員から業務の履行状況を書面若しくは口頭で報告を受け、日常的に履行状況の把握に努めなければならない。

3) 発注者との打合せ

管理技術者は、週1回以上監督員と業務の履行状況等について、打合せを行い、その結果について相互に確認した内容を書面にして監督員に提出をしなければならぬ

い。

なお、監督員と協議し打合せに代えて書面等により行うことができるものとする。ただし、この場合においても最低月1回以上の打合せを行わなければならないものとする。

また、打合せの方法は、原則、対面とする。なお、打合せにかかる人工数や旅費交通費の取扱いは以下のとおりとする。

① 「打合せにかかる人工数は、対面、TV会議等の別にかかわらず、同じ人工数とする。」

② 「旅費交通費は、初回、中間打合せ12回、最終打合せの計14回を計上している。」

なお、発注者と協議のうえ、中間打合せをTV会議等に変更した場合は、旅費交通費は設計変更の対象とする。

※受注者がTV会議等リモートシステムによる打合せを行うにあたって発生する諸経費(機器費、通信費等)は、受注者が負担するものとする。

【TV会議等リモートシステムによる打合せにあたっての留意事項】

(1) 打合せ時間

TV会議等リモートシステムによる打合せの実施日及び実施時間は、原則として発注者所定の開庁日及び開庁時間とする。

(2) セキュリティ対策

1) 受注者は、接続環境及び設備等のセキュリティの確保に努めるとともに、本業務を行うエリアへの部外者の侵入、コンピュータウイルスの感染等による被害防止に努めるものとする。

2) 受注者は、情報漏洩等事故が発生した場合には、すみやかに発注者に報告しなければならない。

4) 2名体制における現場技術員の業務管理

管理技術者は、現場技術員2名それぞれが効率的に業務を遂行できるよう適切な措置を講じること。

特に、現場技術員2名が単一的に同一の業務を行うことがないよう措置に努めるとともに、両名とも維持管理業務・水防時支援業務など全般の業務を遂行できるよう指示・管理を行うこと。

5. 現場技術員の業務

1) 現場技術員は、業務の実施にあたって、河川法等の関係法規及び管理対象施設の操作規則等やダム等の状況を充分理解し、関連するダムの管理技術等についても把握しておくこと。

2) 現場技術員は、「6. 業務内容」で示す業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。

一 業務の実施にあたっては、別に定めるダムの「操作規則」「操作細則」等を十分理解し、厳正に実施すること。

二 業務の実施にあたって、関係者又は外部から連絡もしくは通知等を受けた場合は、速やかに、かつ、正確にその内容を管理技術者へ伝えるとともに併せて監督員に伝えること。

三 業務の実施にあたって、関係者又は外部への連絡もしくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。

四 業務の実施にあたって、関係法令等の内容を十分理解し、現場の状況についても精通しておくこと。

五 業務の実施に当たっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。

六 現場技術員は、管理技術者の指示のもと別項に記載する「6. 業務内容」のうち監督員から示された業務を適正に実施する。

6. 業務内容

I. 受注者は、次に示す内容を行うものとする。

1) ダム等の操作支援

以下の事項について、支援を行うものとする。なお、操作支援時に得られた情報は速やかに管理技術者に報告するとともに、併せて監督員へ報告するものとする。

① 放流通知の作成及び情報連絡

ダムの操作規則等に基づく警戒体制や放流に関する通知文書等の操作関係書類の作成、関係機関への情報連絡及び情報受信等の実施。

② 操作支援

ダム等の操作を行う上で、必要となる雨量、貯水位、流入量、放流量等のダムの諸量等のデータを収集整理するとともに、必要に応じ流入量、放流量、ゲート開度等を算出する諸計算の実施や、ダム貯水池への流入量の予測計算等、操作に必要な支援を行う。

③ 放流警報設備操作支援

ダム等の操作による、下流河川の安全確保のため、放流警報区間におけるサイレン、スピーカー及び情報表示板等、放流警報設備の操作者や巡視実施者と無線交信を行い、状況の確認及び操作の支援等を行う。

④ 放流警報設備区間の巡視及び危険周知

放流警報に伴う巡視を行い放流警報の吹鳴等の確認及びダム下流河川とその周辺の安全状況を確認する。なお、河川内に利用者等がいるなど異常等を発見した場合は、速やかに管理技術者へ報告するとともに併せて監督員へ報告し、管理技術者の指示を受けた上で、その場で口頭により危険を周知するなどの対応を行うこととする。

⑤ C C T V カメラ等による監視

ダム操作中におけるダム等並びに下流河川の状況を C C T V カメラ等での監視。なお、異常等を発見した場合は速やかに管理技術者へ報告するとともに併せて監督員へ報告するものとする。

2) ダム等の監視支援

堤体（外観、監査廊等）、地山、関連施設（警報設備、放流・取水設備、通信設備、水文観測設備、堤体観測設備、ダム管理用制御処理設備、水質改善設備、係船設備、CCTV カメラ、情報表示板等）、貯水池の水面や法面、ダム等下流河川の状況等の監視を行い、異常等を発見した場合は直ちに管理技術者に報告するとともに、併せて監督員へ報告するものとする。なお、監視については必要に応じて巡視船を用いて行う。

3) ダム等のデータ整理

以下の項目について観測、記録を行い、データの整理（記録様式は別途配布）を行う。

① 水位、雨量、積雪、河川流量、ダム流入量・放流量、気象

② ダムの関連施設操作

③ 堤体の変位、漏水量、揚圧力、浸透量等

異常等を発見した場合は直ちに管理技術者へ報告するとともに、併せて監督員に報告する。計測項目、頻度については、「操作細則」を参照すること。

④ 地震発生時等における観測情報

⑤ 管理用発電の発電量等

- ⑥ 貯水池、上下流河川の水質状況等
- ⑦ 地下水位、地滑り、貯水池法面等
- ⑧ ダム等の利用者
- ⑨ その他ダム管理に必要な情報

4) ダム等の資料作成支援

以下の項目における資料作成の支援を行う。

- ① ダム管理年報等
ダム管理における日報、月報及び年報並びに流量・雨量の月表、年表等の作成。
- ② ダムの操作記録
日常及び洪水調節実施後におけるダム操作の記録を取りまとめ、洪水記録、渇水記録等の資料の作成。
- ③ 広報資料
洪水調節によるダム下流河川の水位低減効果、事業の説明資料など、広報資料の作成。
- ④ 事故等の報告資料等
水質・水難事故、誤動作等に関する事故報告資料の作成、自然災害等による施設被災などの報告資料の作成。
- ⑤ 補修等記録
ダム等における点検・補修・更新の履歴資料の作成。
- ⑥ 貯水池等の状況
貯水池周辺の環境や堆砂等の状況についての資料の作成。
- ⑦ 関係機関協議資料
地権者等との用地協議、道路占用協議等の資料の作成。
- ⑧ その他
その他、上記3)に関する資料の作成。

5) その他施設等管理支援

以下の項目における実施の支援を行う。

- ① ダム等の見学者及び利用者への案内、説明等
- ② 流木等無償配布への案内、受付等
- ③ 広報、行事等の実施
- ④ 水質改善施設の運転管理等
- ⑤ 貯水池及び庁舎周辺等におけるゴミ回収、清掃、草刈等
貯水池周辺およびダム管理施設内において、以下の項目について日常的な維持管理を継続的に行う。
 - ア 除草
 - イ 簡易な伐木
 - ウ ダム施設・管理用道路等のゴミ収集
 - エ 側溝清掃
 - オ その他ダム施設等の維持管理作業

6) 水防時等監視補助支援（勤務時間外を含む）

- ① 洪水時
ア 降雨時におけるダム監視のため、ダム操作規則等に基づく洪水警戒体制時、及び兵庫県水防計画に基づく水防指令・連絡員待機発令時で監督員または水防担当職員より管理技術者に対して監視等を行うよう指示がある期間においては、現場技術員は、管理所において気象・水象及びダムにかかる異常等について監視等を行

- い、発注者が行う業務を補助・支援する。
- イ 監督員または水防担当職員がダム洪水警戒体制を執る必要がある旨を管理技術者に対して指示がある期間においては、現場技術員は、管理所において洪水警戒業務を補助・支援する。
- ② 地震発生時
- ア 地震後のダム点検要領の対象となる地震が発生し、監督員または水防担当職員より管理技術者に対して指示があるときは、現場技術員は、「地震後のダム臨時点検要領」に基づく水防担当職員の業務を補助・支援する。
- イ 地震後のダム点検要領や報告等の様式は、別添「地震後のダム臨時点検要領」のとおりとする。

7) 巡視・監視等

巡視・監視に車両を用いる場合は受注者で用意するものとし、マグネットシート等を車両側面に貼り付け、巡視・監視車両等であることを明示すること。船舶を用いる場合は、発注者で貸与することを原則とする。現場技術員は管理技術者の指示のもと、車両及び船舶の運航と日常管理を行うものとする。また、巡視車両及び巡視船舶は、必要な免許を有する者が運転すること。なお、日常管理とは以下のとおりである。

① 車両及び船舶の運行

巡視の際に、巡視車両及び巡視船舶を運行すること。

② 車両及び船舶の日常点検

車両及び船舶を運航する際の、運行前点検、洗車や燃料、油脂類等の補給など。

8) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料の作成及び立会いを行い、その結果を管理技術者の指示のもと監督員に報告又は提出するものとする。

9) 工事（設備点検）に係る検査等への立会い

監督員が管理技術者に対し工事（設備点検等）に係る検査等に立ち会うよう指示があった場合は、現場技術員は、管理技術者の指示に従い各種検査等に立会うものとする。

10) 災害発生時等の対応

受注者は、上記各条項においてダム管理上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく管理技術者及び監督員に報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては、現場技術員は、管理技術者の指示により、情報の収集等を行うものとする。なお、このとき管理技術者は必要に応じ速やかに監督員と指示内容を事前協議したうえで、現場技術員に指示することとする。

11) 業務体制の確保

- ① 緊急事態に対処するための応援人員及び交代要員については、常にその態勢を整えておくこと。
- ② 緊急時（水防時等の監視補助支援を含む）において、受注者は、現場技術員がダム管理所に速やかに（1時間以内）到着できること。

12) その他

業務発注担当部署の組織、地域、その他諸条件等により次のような業務が付随する

ことがある。

- ① 河川巡視の支援に関する業務
- ② 工事監督の支援に関する業務
- ③ 河川法等に基づき河川管理者が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務
- ④ 堰管理の支援に関する業務
- ⑤ 積算の支援に関する業務

II. 確保されるべき対象業務の質（達成目標）

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1) ダム等の操作支援

現場技術員は、河川法等の関係法規の熟知に加え、各対象施設の状況を十分理解した上で、各対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。また、操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、管理技術者及び監督員に速やかに報告すること。加えて、操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。

現場技術員は、管理技術者を通し監督員と情報連絡を適正に実施すること。

2) ダム等の監視支援

各対象施設の機能、構造、状況等を十分理解した上で、目視等による監視を適正に実施すること。また、異常を発見した場合には、管理技術者及び監督員に速やかに報告すること。

3) ダム等のデータ整理

各対象のデータについて不足ないよう収集を行い、定められた様式等により適正な整理を実施すること。

4) ダム等の資料作成支援

各作成資料において、資料の主旨と内容を十分に理解した上で、適正な資料の作成を実施すること。

5) 情報連絡業務

遅滞ない情報の連絡、適正な安全確認を実施すること。

7. 留意事項

- 1) 受注者は、業務を履行するにあたり、発注者から貸与された資料等について、留意事項及びその他必要事項を把握すること。
- 2) 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。

8. 成果品

成果品の提出は次のとおりとする。

- 1) 業務実施報告書 1式
- 2) 実施した業務において作成した資料 1式
- 3) その他必要な資料 1式

9. その他

- 1) 自動車

業務に必要な自動車は受注者が用意し、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処置すること。また、受注者が行う車両運行等における傷害に対して、受注者は任意の保険に加入するものとし、その経費は全額を受注者の負担とする。

なお、2名体制であることから、自動車は2台用意するものとするが、使用頻度を考慮し、積算条件は、以下のとおりとする。

- 1台目：運転日当たり運転時間 2 h
- 2台目：運転日当たり運転時間 1 h

2) 機器等

- ① 発注者は、本業務の実施にあたり、受注者が使用する机、椅子、電話、FAX、OA機器等（ただし受注者業務報告に使用するパソコンを除く。）、並びにダム操作規則等及び操作記録等を受注者に貸与する。ただし、緊急の事態等により、やむを得ず発注者が貸与した物品及び資料を使用する必要が生じた場合は、受注者は直ちに返却する。
- ② 受注者は、貸与された物品について、その必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。
- ③ 受注者は、貸与された物品を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復または損害を賠償するものとする。
- ④ 本業務を実施する上で担当技術者が装着または使用する保安具（作業服、ヘルメット等）については、全額を受注者の負担とすることを原則とする。

3) 引継指導

- ① 受注者は、配置予定の管理技術者及び現場技術員に、業務に支障が生じないよう現受注者等から引継指導を受けさせなければならない。なお、引継指導は毎年度3月中を基本とする。
- ② 履行期間途中での現場技術員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ず現場技術員を変更登録するときは、監督員と協議の上、受注者の責務において、前項の引継指導と同等の指導を行わなければならない。
- ③ 受注者は、委託期間満了の日までの間で発注者が必要と認める期間において、後受託者に対して引継指導を行わなければならない。
- ④ 引継指導に要する費用は、現受注者及び受注者の負担とする。

4) 情報セキュリティ

業務に使用するパソコン、記録媒体については、盜難、破壊、情報の流出等がないよう、受注者が、厳重に管理すること。また、コンピュータウイルスへの感染がないよう、ウイルスチェックソフト等の必要な措置を受注者が実施すること。

契約期間が満了した後は、ハードディスク等のデータは完全に消去すること。

情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督員に連絡すること。

5) 県民との接し方

業務に従事する現場技術員は県民と接する機会が多いので、県民の心証を害しないよう十分に配慮すること。

6) 勤務形態等

- ① 現場技術員の業務対象日数は、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日とする。

- 受注者は1日の業務時間について、現場技術員の始業および終業時刻、休憩時間をあらかじめ監督員と協議し、承諾を得ること。
- ② 現場技術員は、必要に応じ、協議により決定された業務開始及び業務終了時において、管理技術者及び監督員に連絡・報告しなければならない。なお、監督員に対する連絡・報告は、対面もしくはWEB会議システム、電話、電子メール等にて行うこと。
 - ③ 超過勤務時間は、監督員の指示による水防時等監視補助支援等により超過勤務時間が生じた場合は、実績に応じて設計変更の対象とする。
 - ④ 通常時における日常・週間業務内容は別添のとおりである（別紙一2）。これを参考に業務実施計画書を作成すること。
 - ⑤ 操作規則、操作細則の改定や大規模な洪水調節後の臨時の巡回・計測実施等により、業務内容の変更や頻度の増減を行う場合があるが、数量変更の対象としない。

10. 業務上必要な免許等について

ダム管理用船舶の操縦に必要な免許

ダム管理用船舶の操縦に必要な「二級小型船舶操縦士」免許を有していること。

ただし、本業務の民間事業者と直接的な雇用関係を有している者で、前述の免許を有し、ダム管理用船舶の操縦時に常に同船できる場合は、予定現場技術員が有していないなくても可とする。

なお、青野ダムで保有している船舶の仕様は下表のとおりとする。

| | |
|--------|----------------------------|
| 所有船舶仕様 | 巡視船 FRP 製（船外機付）、出力：17.65KW |
|--------|----------------------------|

第2条 業務実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ決定するものとする。

第3条 積算参考情報としては、以下に示すとおりである。

- ① その他原価 (直接人件費) $\times \alpha / (1 - \alpha)$ ※ $\alpha = 20\%$
- ② 諸経費（一般管理費等） (業務原価) $\times \beta / (1 - \beta)$ ※ $\beta = 35\%$

ダム管理支援業務委託 巡視・監視車両マグネットシート仕様書

1 サイズ

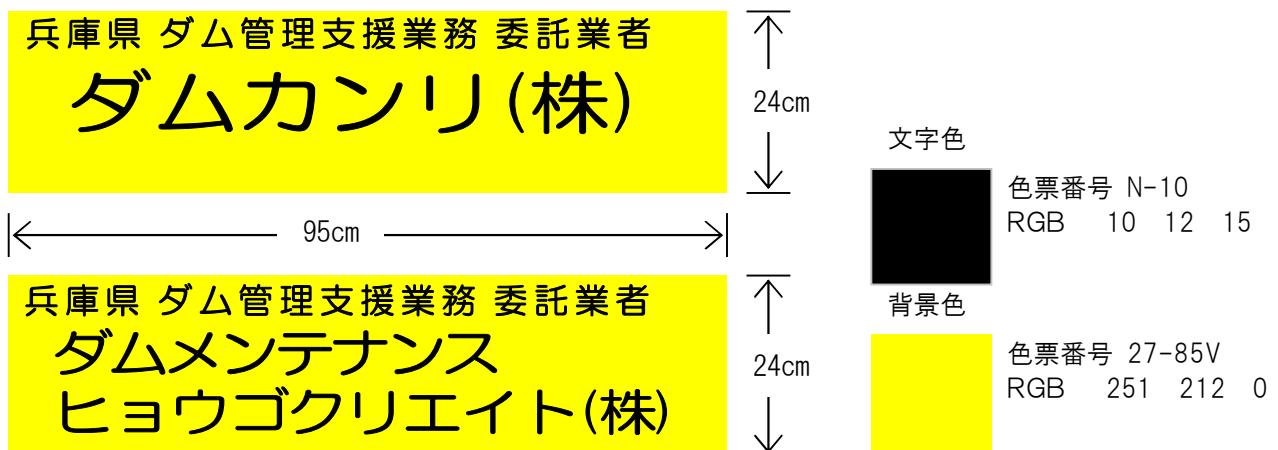
(1) 縦24cm × 横95cm

2 材質

- (1) 0.8mmマグネットシート（強力磁力）
- (2) 1か年程度貼付しても、車両に傷が付かない材質であること。
- (3) 湾曲したボディの側面に確実に装着できるもの。

3 デザイン

- (1) 下地は黄色（色票番号 27-85V）、文字色は黒色（色票番号 N-10）を使用。
- (2) 字体は丸ゴシック体
- (3) レイアウト下図参照のとおり。「兵庫県 ダム管理支援業務 委託業者」の文字を上部1/3あたり、残り2/3に業者名を表記する。なお業者名が長い場合は、2段書きとする。



4 貼付位置

- (1) 車両側面（前側ドアパネル部）



プロボックス（例）